

k o k y o s o t s u s h i n

# 高教組通信 No.15

2013年11月12日  
兵庫高教組書記局URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com> E-mail : [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

## 特定秘密保護法

# 国民統制と弾圧 戦前の暗黒社会に逆戻り

高教組通信 No.14 では、安倍内閣が、特定秘密保護法・NSC(国家安全保障会議)・集团的自衛権見直しにより、日本を戦争する国に変えようとしていることを明らかにしました。戦争する国づくりのためには、国民を監視し、政府の方針に反対する運動を取り締まる必要があります。安倍内閣が拙速に成立を企んでいる「特定秘密保護法」は、常時、国民を監視し、脅して萎縮させ、国民の知る権利を侵害しようとするもので、戦前の治安維持法が生き返ったような、恐ろしいものです。国民の中に大きな不安と反対の運動が急速に広がっています。

## 行政機関の長が決めれば、どんなものでも「特定秘密」

特定秘密とは、「防衛に関する情報 安全保障に関する情報 特定有害活動(外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動)に関する情報 テロリズムに関する情報」とされており、「行政機関の長」が指定するとしています。対象省庁は 内閣官房・外務省・防衛省・警察庁・公安調査庁 に限定する方針と伝えられています。よって何を特定秘密にするかは内閣官房長官・外務大臣・防衛大臣・警察庁長官・公安調査庁長官が指定することになります。これらの「行政機関の長」が特定秘密に指定すれば、国会や他の機関への提供が厳格に制限され、一般国民には何が秘密に指定されたかすら伝えられず、漏えいや調査活動に対しては重い処罰が科せられる危険性を持つこととなります。

さらに秘密を規定する「別表」には、「その他重要な情報」という項目が随所にちりばめられています。これでは、「防衛のため」「テロリズム防止のため」と称すれば、どんなものでも「特定秘密」にできることとなります。

## 警察は国民監視の道具に

国内では政府機関のみが「特定秘密」の提供を受けることができるとされています。地方公共団体へは、都道府県警察にのみ提供することが認められており、警察が他の地方機関に提供できません。

すでに成立している武力攻撃事態法・国民保護法で、地方自治体は「国民保護の主体」とされています。ところが、「テロ発生」などで住民を避難させる必要が生じた時、地方自治体には何の情報も与えられないこととなります。

また、警察に提供される情報は、警察の領域である治安分野(スパイ・テロ)に限られておらず、防衛・外交情報もふくめ全面的に提供されることが予定されています。警察を、秘密管理に全面的に組み込もうとするしくみは、戦前の特高(特別高等警察)が国民を監視・弾圧したことを再現するもので、非常に危険です。

## 「適性評価」で国民を徹底的に監視 同居人の生年月日まで

法案では、「特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者」以外が特定秘密の取扱業務を行ってはならない、としています。そのため、当該行政機関の職員 及び 当該行政機関と契約した秘密の提供を受ける適合事業者の従業者を対象として、「その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価(=適性評価)」を実施するとしています。

「適性評価」の内容としてあげられる「特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項」は、評価対象者の家族(配偶者、父母、子及び兄弟姉妹、配偶者の父母及び子)及び同居人の、氏名・生年月日・国籍及び住所を含むとしています。生年月日程度の情報で「特定有害活動」・「テロリズム」を防ぐためと称しての「評価」が終わるはずがなく、さらに調査が深く進められ、「特定秘密」に関わる公務員・民間労働者の生活が、家族や知人ぐるみで調査され、監視下に置かれることになるのです。「特定有害活動」・「テロリズム」の定義は極めてあいまいであり、憲法によって保障された活動も徹底的に調査されることとなります。

また、評価対象者への評価の事項として、犯罪及び懲戒の経歴 情報の取り扱いに係る非違の経歴 薬物の濫用及び影響 精神疾患に関する影響 飲酒についての節度 信用状態 その他の経済的な状況といった、極めてプライベートな私生活に踏み込むものが挙げられています。要するに安倍政権に従順で役立つかどうかを見極める手段として活用されるのです。

## 「教唆・煽動の処罰」で国民を威嚇

「特定秘密」を漏らしたときは、懲役最高10年に加えて罰金も最高1000万円に処せられます。「特定秘密」の提供を受けた者がそれを漏らしたときも罰せられます。また、未遂・過失も処罰されます。

「特定秘密」を漏らすことを共謀 すなわち「特定秘密」を漏らすことを複数で謀議すれば、実行に着手しなくても共謀罪となります。

さらに、「特定秘密」をもらすことを、教唆・煽動することも罰せられます。すなわち、「特定秘密」を漏らすことをそそのかせば教唆罪、「特定秘密」を漏らすことを決意させるために圧力を加えれば煽動罪となるとしています。これらは、「特定秘密」を持つ者がそれを漏らす気になったり、その決意を助長させることがなくても、処罰されるのです。したがって、これらは、いくらでも拡大解釈される恐れがあります。

共謀・教唆・煽動を処罰することは、刑法の原則(犯罪の実行を処罰する)からみて、極めて異常なものです。これは、政府にとって都合の悪い情報を明らかにしようとするあらゆる行為を弾圧し、国民に対しては「時の政権が行うことには深入りするな」と威嚇する目的を持ったものと言わざるをえません。

戦前の暗黒社会に逆戻りさせる「特定秘密保護法案」は絶対に廃案しかありません。